

# SMBC (CHINA) NEWS



2020年10月13日

## 国家税務総局、納税信用管理制度を改正

国家税務総局は、2020年9月13日、「納税信用管理関連事項に関する公告」(国家税務総局公告2020年第15号、以下、本公告)を公布しました。本公告は2020年11月1日より施行されます。

本公告は、2014年公布の「納税信用管理弁法(試行)」(国家税務総局公告2014年第40号)および2018年公布の「納税信用評価関連事項に関する公告」(国家税務総局公告2018年第8号\*)の二つの規定を元にして、納税信用管理制度をさらに改善するものです。

本公告は、特定の分支機構の評価対象への追加、指標評価の再審査体制の設置、指標得点の起算ルールの調整、D級評価後の据置制限の調整の計4項目を規定し、納税信用管理制度の追加・調整を行いました。

※ SMBC (CHINA) NEWS【2018】28号ご参照。SMBC ホームページの当 NEWS バックナンバーに掲載しております。

・ [http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

### 1. 納税信用管理制度の概要

納税信用管理制度は、「納税信用管理弁法(試行)」において、「税務機関が納税者の納税信用情報について収集・評価・確定・公布および応用などの活動を行うこと」と規定されています。

年度評価指標得点は、納税信用評価方法の一つで、減点方式を採用しています。納税者が評価期限内の経常性・非経常性指標を充足している場合は100点、経常性指標のみを充足している場合は90点から起算されます。

起算	経常性指標	非経常性指標
100点	○	○
90点	○	×

(注) 経常性指標：税務申告情報、税金納付情報、発票・関連機器情報、登記・帳簿情報など

非経常性指標：納税評価、税務監査、反脱税調査、税務捜査など

詳細は「納税信用評価指標および評価方式(試行)」(国家税務総局公告2014年第48号)ご参照

納税者の信用等級は、納税信用評価結果に基づきA・B・M・C・Dの5段階に区分され、税務機関は、各等級に応じた分類サービスおよび管理を実施します。

信用等級	適用条件	管理措置
A	年度評価指標得点 $\geq$ 90点 ※ 以下「得点」	複数部門が共同で奨励措置を提供 ※ 詳細は発改財金[2016]1467号

# SMBC (CHINA) NEWS



<b>B</b>	70点 ≤ 得点 < 90点	通常管理、選択式の奨励措置を提供
<b>M</b>	信用喪失行為が発生していない ① 新設企業 ② 評価年度内に生産・経營業務の収入がなく、かつ得点 ≥ 70点	以下の2つの奨励措置を提供 ① 増値税専用発票の認証の取消（注） ② 税務機関による税収関連指導の適時実施
<b>C</b>	40点 ≤ 得点 < 70点	厳格管理
<b>D</b>	① 得点 < 40点 ② 直接判定	複数部門が共同で懲戒措置を実施 ※ 詳細は発改財金[2016]2798号

（注）「増値税専用発票の認証の取消」とはスキャンによる発票認証の取消のことで、オンラインのチェック式認証は引き続き必要になりますのでご注意ください。また、国家税務総局公告2016年第71号に基づき、A・B・C級の企業はいずれも増値税専用発票の認証が取り消されています。

## 2. 本公告の概要

### 非独立計算分支機構の追加

- 従前の納税信用管理の対象は、以下の企業
  - ・ 税務登記済みで生産・経営に従事しており、かつ帳簿検査徴収を適用する企業
  - ・ 新設企業（初めて税務事項を行った日より、一評価年度に達していない企業）
  - ・ 評価年度内に生産・経營業務の収入がない企業
  - ・ 企業所得税査定徴収弁法を適用する企業
- 本公告により、非独立計算分支機構も納税信用評価への任意参加が可能に
  - ・ 非独立計算分支機構とは、企業納税者が設立し、税務機関において登記情報の確認を完了済かつ計算方式が非独立計算である分支機構
  - ・ 参加希望の非独立分支機構は、主管税務機関に「納税信用評価追加申請表」（《国家税務総局：納税信用評価追加および再評価事項に関する公告》（2015年第46号）の付属文書）を提出

### 納税信用評価前の指標再審査体制の追加

- 従前、再審査の対象は信用評価結果だったが、今般、結果公表前の指標評価に対する再審査体制も設置
- 納税信用評価結果の公表前に、納税者が指標評価の指標評価状況に対して異議がある場合、評価年度の翌年3月に《納税信用再評価（審査）申請表》を記入し、主管税務機関への再審査の申出が可能

### 指標得点の起算ルールの調整

- 従前は、非経常性指標の有無は直近1評価年度を対象としていたが、今般、直近3評価年度に調整
- 直近3評価年度に税務機関から関連検査を受けたことのある企業は評価に参加可能
  - ・ 直近の3評価年度において非経常性指標情報がある場合、100点から起算
  - ・ 直近の3評価年度において非経常性指標情報がない場合、90点から起算

# SMBC (CHINA) NEWS



## D 級評価後の 2 年据置制限の調整

- 従前、D 級に判定された場合、その D 級評価は 2 年据え置かれ、3 年目の信用等級も A 級判定は不可
- 今般、当該制限を一部緩和し、「得点控除」方式に変更

	対象納税者	管理措置
従前	D 級判定の全納税者	D 級評価は 2 年据置、3 年目は A 級判定不可
本公告	得点制で D 級に判定	評価時に得点から 11 点控除
	直接判定で D 級に判定	D 級評価は 2 年据置、3 年目は A 級判定不可（変更なし）

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500